

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求の受付

令和4年9月27日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、尼崎市 丸尾牧から提出された。

2 請求の概要

請求書及びこれに添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

尼崎市に所在する飲食店の経営者（以下「飲食店経営者」という。）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）の申請を行い、第8期（令和3年8月20日から9月30日まで）、第9期（同年10月1日から10月21日まで）、第10期（令和4年1月27日から3月6日まで）の協力金が支給され、最低でも合計290万円が支給されたと考えられる。また、第11期（同年3月7日から21日まで）の協力金も申請中である。

請求人が調べたところ、飲食店は令和3年8月に開店したとのことであるが、近隣の人が客や従業員などを目撃していないこと、営業日が少なく、経営が成り立つ形にはなっておらず、最初から協力金目当ての開業であった可能性が高いこと及びガスメーター等がほとんど動いていないことから、営業実態はなかったと考えられる。

県当局が実態を確認せずにまん延防止措置期間中の全日の協力金を飲食店経営者に対し支給したこと及び協力金の返還を求めていることは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条に反する。

イ 求める措置の内容

(ア) 飲食店経営者が受け取った協力金の全額及びその利子分を県に返還させることを求める。【請求事項1】

(イ) 県知事に対し、当該協力金第11期分の支給の差し止めを求める。【請求事項2】

(2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記1及び2の文書が提出された。

3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、令和4年9月27日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述等

令和4年11月4日に、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第7項）、請求人からおおむね次のとおり陳述があり、別記2の文書の提出があった。

- (1) 飲食店の協力金不正受給疑惑があり、住民監査請求をした。

当該飲食店は、まん延防止等重点措置が出ていた令和3年8月23日に営業許可申請がなされ、同27日に尼崎市から営業の許可が出された。一方で消防署への防火対象物使用開始届は提出されていない。

- (2) 当該飲食店の近隣の住民や事務所にいる私自身が、当該飲食店の従業員、客及び出入業者等の出入りを一切見たことがない。

- (3) 当該飲食店のガスは、令和3年8月開店時から一切開栓されておらず、現在まで不使用である。電気は、令和4年3月20日以降、現在まで使用されていない。それ以前はよく分からない。

飲食店経営者は、令和4年4月6日に店を開け、それが最後の開店だったと説明するが、その日は電気メーターも動いておらず、電気も付いていない状態で営業したことになる。県当局にはランタンやクーラーボックスを使った日もあると説明しているという。

水道の使用状況については、尼崎市に確認すれば開栓状況や使用量の情報は得られる。できるだけありのままの情報を得てほしい。尼崎市の情報公開条例（平成16年条例第47号）第9条（裁量的開示）には、「開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる」とある。尼崎市の上下水道部長に確認したところ、「県当局あるいは監査事務局から問合せがあれば、回答することができるかもしれない」という回答だった。

監査委員には、店の開店状況と電気代、あるいは水道使用量が一定合理的に説明ができる形で使用されていることを検討してほしい。

- (4) 併せて、酒やつまみ等の飲食店への納入時の領収書が正式なものかどうか、あるいは納入先が当該飲食店であったのかも含め、可能であればその納入業者に連絡し実態がどうであったのか、確認してもらいたい。

飲食店経営者は、飲食店は会員制で友人等から連絡があった時にお店を開けるといふが、ホームページ等もなく、知り合いだけを集めて店を開いており、その形態では飲食店の営業とは言いきれない。

また、本件の飲食店は、時期及び会員制という形に加え、現在も開店しているとは思えず、経営が成り立つとは考えられない。

- (5) 飲食店経営者の主張への疑問は、令和4年4月6日の営業日に電気を使用されていない状態で開店していたということ。そして、経営者は尼崎市外で同様の店舗を経営しているというが、当該市に確認したところ、飲食店経営者が営業する店舗は存在しないという回答であったことである。

大切な県民の税金である。的確な調査と判断を求める。

2 執行機関の陳述の要旨

令和4年11月4日に、執行機関の陳述（自治法第242条第8項）を実施したところ、産業労働部からおおむね次のとおり陳述があった。

(1) 協力金

ア 制度概要

当協力金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和3年1月12日以降、県の休業又は営業時間の短縮等の要請（以下「休業等要請」という。）に協力した飲食店等事業者（以下「事業者」という。）に対して、協力日数に応じ、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）を活用して一定金額を支給する制度である。

協力金の支給は、休業等要請の期間に応じて第1期から第11期までに区分し、期ごとに異なる国が定める1日当たりの支給単価で執行され、既に完了し、実績は、計27万件、3,326億円である。

イ 審査体制・審査手順

審査業務は、外部に委託して実施した。

受託事業者（以下「受託者」という。）が郵送又はオンラインで申請を受け付け、一次審査・二次審査として別々の審査スタッフによるダブルチェックを行い、申請者に対し必要な確認及び連絡をとりながら、支給の可否を判断する業務である。最大約350名体制で審査に当たった。

迅速な対応が求められる中、早期支給と不正排除に最大限留意し、営業許可証（食品衛生法第55条第1項に規定する営業許可証をいう。以下「営業許可証」という。）、売上・仕入等の帳簿類、店舗の外観・内装の写真等を確認する書面審査を基本とした。疑義が生じた申請に対しては、受託者と県が綿密な連携を図りながら、県職員による現地調査も実施し、迅速な審査と早期支給に努めた。

ウ 過払の発生・対応状況

一方、支給後に要件を満たさないことが判明し、返還を要する事案も発生している。陳述日時点で、159事業者に対する3億2千万円の過払が生じ、既に146事業者より2億8千万円が返還されている。現在、返還依頼中の事案についても、円滑に返還されるよう事業者に働きかけ、ごく一部ではあるが特に悪質な事案について、警察とも連携して対応している。

(2) 当該飲食店経営者からの申請事案への対応

ア 当初の支給審査

(ア) 第8期の支給審査

令和3年10月8日、オンラインで飲食店経営者からの申請を受け付けた。

営業許可書等の必要書類は全て添付されており、店舗の外観・内装写真からも疑義は生じなかったものの、同年8月27日の新規開業であることから、休業等要請の要請解除に伴う営業再開後2週間分の売上帳簿等の追加提出を求めた。

その結果、

- a 営業再開した令和3年10月22日から11月4日までの14日間のうち、7日間の売上げが計上されていたこと。
- b 物件の賃貸関係書類に【用途制限：「店舗（飲食）専用（バー）」】と記載されており、保険プランも【店舗プラン：飲食店（バー飲食業）】となっていたこと。
- c 電気・ガス料金は飲食店経営者名義で支払がなされていたこと。
- d 酒類・つまみ・業務用の事務用品等を仕入れた領収書が提出されていたこと。
- e 同年11月11日に尼崎市主催の食品衛生責任者養成講習会を受講していること。

などの状況を総合的に勘案し、支給要件を備えた飲食店であると判断し、同年12月1日に支給決定を通知し、同月3日に支給した。

当時、審査の簡略化による早期支給を強く求められていた背景を踏まえ、他の補助金等に比べ簡便な審査ではあるが、当協力金の審査としては通常の手順を踏んでおり、他の事案と比較しても何らルールを逸脱していない。

(イ) 第9期の支給審査

令和3年10月29日、オンラインで申請を受け付けた。第8期で必要事項を全て確認済みであることから、新たな事実確認は行わず、同年12月15日に支給決定を通知し、同月17日に支給した。

(ウ) 第10期の支給審査

令和4年3月7日、オンラインで申請を受け付けた。既に確認済みの事項に加え、令和3年分の確定申告書の写しを新たに確認した上で、同月23日に支給決定を通知し、同月25日に支給した。

(エ) 第11期の支給審査

令和4年4月16日、オンラインで申請を受け付けたが、その後、過払の事実を把握したことから、支給を保留した。

イ 過払の把握

これまで、県に寄せられた数多くの不正受給の疑いを指摘する全ての通報に関して、申請者への事実確認を基本とし、必要に応じて営業実態等に係る資料入手、職員による現地調査の実施など、適切に対応してきた。

飲食店経営者による申請については、令和4年5月12日に請求人より飲食店の営業実態に関する指摘を受けたことから、同月13日に飲食店経営者に対し、電話確認を行った。その結果、予約の入った日時のみ開店する不定期の営業形態の完全予約制の店舗であることを把握し、過払の可能性があると認識したため、飲食店経営者より、営業日の売上帳簿、予約の履歴及び従業員の就業に関する資料を入手し、予約に基づく営業日数を把握した。

ウ 返還金額の算出

当該飲食店のように、完全予約制かつ新規開業店という場合の支給額決定方法について詳細な明文規定はない。

そのため、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請要項（以下「申請要項」という。）中の「完全予約制や不定休の店舗の時短営業日数については、2019年から2021年までのいずれかの年の要請期間と同時期の実際に営業した日数の範囲内」との規定から、通常営業が可能であった期間における営業状況を反映させることとした。

また、申請要項中の「最近新たに開店された店舗については、営業実態の確認を慎重に行うため、申請受付終了後1ヶ月間程度（略）の期間における飲食部門の売上の確認や現地調査などを経て、協力金をお支払い」との規定から、申請受付終了後の期間における営業状況を反映させることとした。

適正支給額の計算方法は、通常営業が可能であった令和3年10月22日から令和4年1月26日までの97日間のうち、予約に基づき営業した日数の比率で支給対象日数を算出した。

その結果、第8期から第10期までの支給済額に過払が生じているとの結論に至った。これらの計算方法は、他の完全予約制の店舗に対する支給額の算出方法と同様である。

なお、保留していた第11期についても、要請期間の15日間のうち、第8期から第10期までと同じ比率で支給額を決定し、過払額との差額の返還を求めることとした。これらの処理は、過払が生じた際の通常の手順である。

エ 返還に向けた対応

返還については、既に飲食店経営者の了承を得ている。県と飲食店経営者の双方で確認し、策定済みの分納計画に基づき計画的に回収を図る。

(3) 住民監査請求に対する意見

ア 水道の使用状況調査

一般的に水道利用実績は非公開情報と考えられる。既に飲食店経営者から店舗の営業実態を聴取し、本人の説明を裏付ける資料も入手した。個人情報提供を尼崎市に要求する必要はない。

イ 協力金の全額返還

(2)のとおり、飲食店経営者より入手した資料等から、県としては営業実態があったと判断している。

また、返還を求める範囲は全額ではなく、営業実態のあった全日数に対する(2)ウの割合を除いた額が適切である。

ウ 加算金の徴収

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱（以下「支給要綱」という。）及び新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領（以下「実施要領」という。）は、違反者等からの加算金の徴収に関する規定を設けていないため、事後的に飲食店経営者に不利益となる改正は出来ないものと認識している。

なお、当協力金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」が適用されないことから、加算金の徴収について、各都道府県の判断に委ねられている。

エ 第11期分の支給差止め

第11期については、(2)イのとおり請求人からの指摘を踏まえ、一旦支給を保留した上で、第8期から第10期と同様の割合の額を支給決定し、先に判明した過払額と相殺したため、飲食店経営者へは支払っていない。

申請者から入手した資料に照らし、適切な判断であると考えている。

オ 総括

当協力金については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の事業継続を第一義に考え、早期に支給する必要があったとはいえ、当該飲食店が完全予約制であることを把握できないまま協力金を支給したことは、自省すべきであると認識している。

第3 監査の対象

住民監査請求に当たっては、対象とする財務会計行為（公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実をいう。以下同じ。）を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的・具体的に摘示しなければならない（最高裁判所平成2年6月5日判決）ところ、請求人が請求書及び事実証明書において特定したと判断できる次の事項を対象とした。

飲食店経営者に対する第8期から第11期までの協力金の支給（公金の支出及び財産の管理を怠る事実）

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。
本件措置請求については理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、陳述時に提出された証拠資料（別記2）、請求人の陳述、執行機関の陳述及び執行機関に対する調査により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

(1) 協力金について(財源及び根拠規定等)

ア 当該事業と国の定め

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業（以下「協力金支給事業」という。）は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく県の休業等要請に協力した事業者に対し、協力金を支給する事業である。

協力金支給事業に係る費用は、国が8割を地方創生臨時交付金協力要請推進枠交付金で負担し、県は残りの2割を負担することとなっているが、その2割分についても地方創生臨時交付金（通常分）と即時対応特定経費交付金から充当している。

なお、地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日府地創第127号・消地協第113号・総行政第103号・入管庁支第161号・2文科政第25号・厚生労働省発会0430第2号・2農振第284号・20200428財地第4号・国総政第3号。以下「制度要綱」という）に定められているほか、Q&A等で各都道府県での運用が示されている。

イ 県の定め

協力金支給事業の交付要綱等については、都道府県が作成する（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A第5版／令和3年4月1日）ため、県は休業等要請した各期の協力金支給事業において、実施に当たっての運用及び取扱いについて支給要綱及び実施要領を定めた。支給に係るものは次のとおりである。

第8期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱（抜粋）

（令和3年8月26日制定）

（支給対象者）

第4条 本事業の支給対象者は、次の各号の全てを満たす事業者をいう。なお、第4号及び第5号において、申請者が法人である場合には、その代表者についても同様である。

- (1) 休業等要請の対象となる施設を運営する事業者であること。
- (2) 休業等要請への協力開始日より前に開業し、営業実態があること。
- (3) 対象となる施設が、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に規定する飲食店営業等において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けていること。なお、当該許可については、休業等要請への協力開始日より前に受けていることを要する。

（略）

（その他）

第9条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

- 2 知事及び支給対象者は、協力金の支給等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

（以下略）

※ 第4条の休業等要請を、第9期支給要綱（令和3年10月5日制定）については、時短等要請に置き換え、第10期支給要綱（令和4年3月7日制定）及び第11期支給要綱（令和4年3月31日制定）については、時短要請に置き換える。
第9条については、第8期から第11期まで条文同じ。

第8期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領（抜粋）

（令和3年8月26日制定）

（事務局の設置）

第2条 知事は、兵庫県時短等協力金（飲食店向け）事務局（以下「事務局」という。）を設置し、支給に必要な事務を事務局が行う。

2 知事は、事務局の運営を民間事業者に委託して行わせることができる。

（略）

（支給決定の取消し等）

第7条 知事は第4条第1項の規定による支給の決定を受けた申請者が、次の各号の一に該当すると認められるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 支給要綱及び要領の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により協力金の支給を受けたとき。

（協力金の返還）

第8条 知事は、前条の取消し決定を行った場合において、申請者に対して協力金を既に支給済みであるときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

2 知事は、第4条第1項の規定により、申請者に対し支給の決定をした場合において、申請者に対して既にその額を超える協力金を支給済みであるときは、期限を定めて、既に支給されている超過分の協力金を返還させるものとする。

（以下略）

※ 第2条については、第9期実施要領（令和3年10月5日制定）、第10期実施要領（令和4年3月7日制定）及び第11期実施要領（令和4年3月31日制定）も条文同じ。

第7条については、第9期も条文同じ。また、第10期及び第11期の第7条第1項と条文同じ。

第8条については、第9期も条文同じ。第10期及び第11期は下記のとおり。

【第10期及び第11期 協力金の返還についての取扱い】

（支給）

第6条 （略）

3 第9期以前の協力金について県への返還額があり、未納となっている申請者に対しては、協力金の額から当該未返還額を相殺して、その差額を支給することができる。

（支給決定の取消し等）

第7条 （略）

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合において、申請者に対して協力金を既に支給済みであるときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

※ 第11期は、第6条第3項の「第9期以前」を「第10期以前」に置き換える。

(2) 第8期から第11期までの協力金の概要

第8期から第11期までの協力金について、休業等要請期間や申請期間、当該申請に係る協力金日額は次のとおりである。(申請要項からの抜粋)

	第8期	第9期	第10期	第11期
休業等要請期間	3年8月20日(金) ～9月30日(木)	10月1日(金) ～10月21日(木)	4年1月27日(木) ～3月6日(日)	3月7日(月) ～3月21日(月)
申請期間	3年10月8日(金) ～11月12日(金)	10月28日(木) ～12月3日(金)	4年3月7日(月) ～4月15日(金)	3月31日(木) ～5月20日(金)
協力金日額	40,000円/日	25,000円/日	30,000円/日	30,000円/日

(3) 協力金支給事業の実施体制

県は、令和3年1月12日からの休業等要請に協力した事業者に対して協力金支給事業をするため、事務局を設置して運営を行うに当たり、問合せへの対応業務や申請書類の事務処理業務等を一括して委託することにより、業務の進捗管理や各種業務間の調整を円滑に進め、速やかに協力金の支給を行うことを目的として企画提案コンペを実施し、受託者を決定し、同年1月27日に協力金支給業務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結した。

令和3年2月8日から受託者は委託契約に基づき時短協力金事務局（以下「事務局」という。）の運営を開始し、事業者から提出された申請の受付、審査、不備がある書類等の補正、困難案件の対応、支給決定（不支給決定）通知書の作成、協力金の支払及び協力金の返還処理等に対応した。また、県から標準処理期間が定められ、迅速な事務処理が求められた。県は、事務局による審査等に基づき協力金の支給（不支給）に係る決定を行った。

なお、当該委託契約は、県からの新たな休業等要請が発せられ、支給事業や要件が追加されるたびに契約期間延長や委託料の変更契約がなされた。

(4) 受託者の体制と業務の遂行

受託者は、事務局に責任者であるプロジェクトマネージャー及びスーパーバイザーを置き、その下に、審査業務を担うオペレーター及びそれを取り仕切るリーダーを配置した。審査に当たり、オペレーターでは判断が難しい事案等についてはリーダーとスーパーバイザーが協議して判断し、それでも判断が難しい事案や虚偽の申請と思われる事案は、スーパーバイザーが外部専門家や県の担当者と協議し処理した。なお、県の担当者は毎日事務局に赴き、受託者とミーティングを行い情報共有した。

受託者が作成した電子申請システムを利用して、休業等要請に協力した事業者から提出された申請は、申請者の店舗の営業許可証の許可番号で紐付けされ、申請書の審査や処理の進捗状況等の管理とともに、過去の支給情報等を含めたデータが一括して管理され、県の担当者とも情報共有された。審査に当たっては、別々のスタッフによる二重審査がなされ、審査終了後は、県が協力金の支出決定をした後まとめて受託者の口座に定期的に振り込まれ、受託者から個々の申請人に対して支給決定通知が送付されるとともに申請人が指定する口座（以下「指定口座」という。）に協力金が入金された。

また、受託者は、申請審査及び支給業務に当たり、判断が難しい事案等を正確かつ画一的に審査するための具体的な対応方法等を整理した審査マニュアルや各期の手順書を作成してスタッフらに配布し、情報共有しながら業務を遂行していた。

(5) 飲食店経営者からの申請と協力金の支給について

電子申請受付システムの審査の記録及び協力金支給決定通知書（以下「支給決定通知書」という。）によると、申請から協力金支給までの経過は次のとおりである。

ア 第8期協力金について

(7) 令和3年10月8日に飲食店経営者から提出された第8期協力金の申請によると、当該飲食店は、同年8月27日に食品衛生法第55条第1項の規定による営業許可（以下「営業許可」という。）を受けて同日に開業し、休業等要請の協力開始日も同日からとして協力金を申請していた。また、飲食店の定休日はなく、同日から第8期の要請期間である同年9月30日までの全日について休業等要請に応じたとの申請であった。

(4) 支給要綱第4条第2号に定める営業実態があることの要件については、協力開始日より前に営業実態がなかったが、税務署への開業届が提出されていること、店外店内の写真により営業できる状態が確認できたことから、新規開店特例（令和3年4月23日付け内閣府地方創生推進室・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」における規模別協力金の実施に当たっての留意事項等について」別紙2「規模別協力金Q&A（4月23日版）」Q9）を適用し、協力金日額の下限額による支給が可能と判断した。

(5) 事務局は、新規開店特例を適用するため、審査マニュアルに従い個別に対応して賃貸契約書、水道光熱費の明細、お酒及びおしぼり等の領収書、営業再開後の2週間以上の売上が記載されている売上帳簿の提出を求めたところ、後日飲食店経営者から、開業即休業であるが開業事実を証明できる書類が提出されたことから、支給が認められると判断した。

規模別協力金Q&A（令和3年4月23日版）

Q9 新規開店特例について

時短要請月を基準に、開店1年未満の店舗については、参照月等の売上高が存在しないことから、開店以来の売上高等を基準に売上高単価を算出することを認める（新規開店特例）。

具体的にどの程度の期間の売上高により算定することとするかについては、事業規模を適切に測ることができるか、といった観点も踏まえ、都道府県において判断するものとする。

なお、開店からの期間があまりに短いことにより、適切に過去の売上高が把握できないと都道府県が判断する場合であっても、売上高方式の場合については下限額による支給が認められる（飲食業の営業実態が確認できない等により都道府県において不支給と判断する場合は除く。）。

事務局の審査を経て、令和3年11月25日に県が申請額と同額を支給決定して同年12月1日付けで事務局から飲食店経営者に対し支給決定通知書が交付され、同月3日に協力金が指定口座に入金された。

イ 第9期協力金について

令和3年10月29日に飲食店経営者から第9期協力金が申請された。当該申請に当たっても、飲食店の定休日はなく、当期の要請期間である同月1日から21日までの全日に休業等要請に応じたとの申請であった。事務局の審査において、新型コロナウイルス認証店のステッカーの写真の添付が求められ、飲食店経営者から該当する写真が添付された。

第8期申請の審査も踏まえて審査し、令和3年12月9日に県が申請額と同額を支給決定して同月15日付けで事務局から飲食店経営者に対し支給決定通知書が交付され、同月17日に協力金が指定口座に入金された。

ウ 第10期協力金について

令和4年3月7日に飲食店経営者から第10期協力金が申請された。当該申請に当たっても、飲食店の定休日はなく、当期の要請期間である同年1月27日から3月6日までの全日に休業等要請に応じたとの申請であった。また、令和3年度分の確定申告書の写しが提出された。

それまでの審査も踏まえて審査し、令和4年3月16日に県が申請額と同額を支給決定して同月23日付けで、事務局から飲食店経営者に対し支給決定通知書が交付され、同月25日に協力金が指定口座に入金された。

エ 第11期協力金について

令和4年4月16日に飲食店経営者から第11期協力金が申請された。当該申請に当たっても、飲食店の定休日はなく、当期の要請期間である同年3月7日から21日までの全日に休業に応じたとの申請であった。

(6) 協力金の一部返還手続について

ア 完全予約制であることについて

令和4年5月13日、事務局が申請人である飲食店経営者に架電し、営業状況について確認する中で、当該飲食店が完全予約制の店舗であることが判明した。そこで、事務局は、第8期から第11期までの申請要項に新たに追加された「3 申請額 ・完全予約制や不定休の店舗の休業・時短営業日数については、令和元年又は令和2年の9月(9期：令和元年又は令和2年の10月、10期：2019年から2021年までのいずれかの年の2月、11期：2019年から2021年までのいずれかの年の要請期間と同時期)の実際に営業した日数の範囲内とさせていただく場合があります。」との記載に基づき、当該飲食店稼働日の営業状況を反映させることとし、第11期協力金申請の審査手続に合わせて、完全予約制であることの疎明、飲食店稼働日(休業等要請期間外である令和3年10月22日から令和4年1月26日まで)の売上帳簿、予約履歴、直近のライフラインの領収書、酒類等の納品事実を証する帳票書類及び従業員の雇用実態を示す資料を求めたところ、後日提出された。

イ 第8期から第10期までの支給済み協力金の一部返還について

- (ア) 事務局は、第8期から第10期までの支給決定が飲食店経営者の申請どおり開業から休業等要請期間の全日について営業せずに休業等要請に応じたという内容を元に計算した支給額になっていたため、アのおり要請期間終了後に実際に営業した日数の実績をもとに要請に応じた協力日数を推計し、実施要領第7条第1項第1号を適用して既に支給決定した額の一部を取消し、その額を返還させる手続をとることとした。そこで、提出された売上帳簿（令和3年10月22日から令和4年1月26日まで）に記載された営業日数に応じて第8期から第10期までの営業日数を推計し、第8期から第10期までの支給額を改めて算出した。なお、第8期の申請に当たり、支給要綱第4条第2号により協力開始日より前に開業していること及び同条第3号により協力開始日より前に営業許可を受けたことという要件があるところ、協力開始日が開業日及び営業許可日と同日の申請となっていたため、協力日を1日分減して算出した。
- (イ) 令和4年6月30日、事務局は飲食店経営者に対し支給済みである第8期から第10期までの支給額のうち、返還を要する額（以下「返還額」という。）を示した。同年8月3日、飲食店経営者から事務局に対し協力金返還に係る申出書の提出があり、事務局が示した返還額と同額を返還したい旨の申出があった。
- (ウ) 令和4年8月22日、実施要領第7条第1項第1号に基づき県は第8期から第10期までの協力金支給決定の取消しを行うとともに、第8期及び第9期は実施要領第8条第1項に基づき、第10期は実施要領第7条第2項に基づき、同日、飲食店経営者に対して納入通知書（納期限同年9月6日）を添付して協力金取消決定通知書を送付した。なお、実施要領には加算金についての規定はない。

ウ 第11期協力金支給について

完全予約制であるとしてイ(ア)と同様の方法により算定した額で支給決定し、令和4年9月29日、事務局から飲食店経営者に対し支給決定通知書が交付された。なお、当期協力金については、支給要領第6条第3項により、第8期協力金の返還額の一部と相殺されていた。

(7) 協力金支給事務の迅速化について

令和3年4月から7月にかけて、休業等要請に協力した事業者への協力金の支給が遅れて資金繰りに苦しむ者が多いとの報道等が相次ぎ、加えて県議会の産業労働常任委員会においても委員から支給が遅いとの発言があった。

また、令和3年6月8日付け内閣府地方創生推進室・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力金支給事務の迅速化に向けた取組について」に続き、同月17日付け内閣府地方創生推進室・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力金支給事務の迅速化に向けた取扱いの変更等について」において、各都道府県等に対し、「協力金支給事務のさらなる迅速化に向けて」、「これまでの申請において不正等がなかった飲食店からの申請については申請書・誓約書等のみを用いた簡易な審査に基づき直ちに支給決定を行うこと」、「売上高方式の下限額の支給対象となる店舗については早期

に支給決定を行うこと」、「特別な事由なく、要請期間終了から支給が著しく遅延する都道府県に対しては、今後、国の支援のあり方も含め検討することも考えております。」があり、協力金支給事務の迅速化に向けた配慮が求められた。その後も、事務の迅速化に係る同様の事務連絡が同年7月12日及び30日並びに8月5日、18日及び25日付けで発せられた。

2 判断

- (1) 1(1)のとおり本件協力金支給事業は、県が国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施する事業である。地方創生臨時交付金が財源であることから、制度要綱等で定める運用等に従うとともに、県の定める各期の支給要綱及び実施要領に従い取り扱わねばならない。

監査を実施したところ、当該飲食店経営者への第8期から第11期までの協力金支給については、国の運用、県の支給要綱及び実施要領等に従い処理をしており、第11期の審査中に当該飲食店が完全予約制であることが判明したが、実施要領に従い支給済みの協力金の一部を取消した上で返還手続をとっていたことから、いずれも法令等に違背すると認められる点は見受けられなかった。

また、請求人は、県が当該飲食店の実態を丁寧に確認せず、協力金を支給したと主張するが、当時、各期2万件を超える申請があり、県は、1(7)のとおり協力金の支給に当たり迅速な処理がたびたび求められ、加えて弾力的に情勢に配慮した要件への変更に係る要請に応える一方で、受託者との協議を重ね、実態を確認した上で審査を行い、事務処理を行っていた。

したがって、当該飲食店経営者への協力金の支給が違法で不当な手続及び処理であるという請求人の主張は認められない。

- (2) なお、住民監査請求は、地方公共団体の機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為を対象とする制度であり、監査を実施したところ、(1)のとおりであった。したがって、請求人は、監査委員に対し尼崎市上下水道部に水道開栓、水道使用状況を調査して営業実態の有無の確認をすること等を求めているが、その必要性は認められない。

以上のとおり、飲食店経営者に対する第8期から第10期までの協力金の全額及びその利子分の返還並びに第11期の協力金の支給を差し止める措置を求める、とする本件措置請求には理由がないものと判断する。

第5 要望

本件においては、第4の1(6)ア及びイのとおり、第11期協力金支給の審査中に完全予約制の飲食店であることが判明し、第8期から第10期までの協力金支給決定の取消決定がなされ、返還手続がとられた。

当時の情勢の中、協力金の支給要件等が弾力的に緩和され、第8期協力金から完全予約制の飲食店も支給可能となったが、申請様式の変更がなされていなかったため、受託者が作成した電子申請受付システムには完全予約制であることを入力する項目も

他の入力項目との整合性をチェックする機能もなかったことから、結果的に第8期から第10期までの協力金の過払が生じてしまったものと考えられる。

執行機関においては、今後、緊急時に同様の事業を実施する場合には、受託者との連携を密にして適時適切にシステムを構築し、迅速性が求められる中でも適正な事務処理がなされることを要望する。

また、当該事案を含め協力金に係る返還金については、確実に返済されるよう対応されたい。

別記1

- 1 営業許可証
- 2 営業許可申請書
- 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給決定通知書（第8期～第10期）
- 4 兵庫県営業時間短縮協力金申請（電子申請）（第8期）
- 5 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の募集案内
- 6 ガス・電気メーター等の写真
- 7 「新基本法コメンタール 地方自治法」の抜粋

別記2

- 1 2022年4月15日付け報告書
- 2 尼崎市情報公開条例（平成16年条例第47号）